

滋賀県タクシー利便性・生産性向上事業対策費補助金(R8)

Q&A

【申請手続等について】

Q1 補助申請を行いたいが、必要な書類は何ですか？

A1 各手続きに必要なとなる主な提出書類は下記のとおりです。詳細や様式は交付要綱で確認してください。

① 計画申請

- ・別記様式第1号 滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金事業計画書
- ・別記様式第2号 実施計画・補助金要望額計算書
- ・(タクシー事業者の場合) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
- ・導入するユニバーサルデザインタクシーの概要資料
- ・その他知事が必要と認める資料

② 交付申請

- ・別記様式第4号 滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付申請書
- ・別紙1 UDタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類
- ・別記様式第5号 実施計画・補助金申請額計算書
- ・(リース事業者の場合) リース契約書の写し
- ・(リース事業者の場合) 別記様式第6号 リース料金の貸与料金算定根拠明細書
- ・その他知事が必要と認める資料

③ 実績報告

- ・別記様式第9号 滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金実績報告書
- ・別紙1 UDタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類
- ・別記様式第10号 実施報告・補助金請求額計算書
- ・その他証拠書類の写し (補助対象経費にかかる領収書 等)

Q2 補助申請の流れはどのようなものですか？

A2 まず初めに、①計画申請を行ってください。①計画申請後、補助対象事業として適当と認めるときは、予算の範囲内で必要な調整を行った上で、県から補助金の額の内示を行います。

その後、②交付申請を行っていただき、補助事業の完了後に③実績報告を行っていただきます。

※p4に交付申請の流れをまとめた図を記載しておりますので、併せてご確認ください。

Q3 計画申請の受付期間は、いつまでですか？

A3 令和8年6月19日(金)までに行ってください。
(難しい場合は個別にご相談ください。)

Q4 交付申請の受付期間は、いつまでですか？

A4 県から補助金の額の内示を受けた後に、速やかに提出してください。

Q5 補助対象事業の着手日に制約はありますか？

A5 補助金を活用いただく場合は、交付決定日以降に事業に着手いただく必要があります。「事業の着手」とは、原則として、発注（契約）を指します。

Q6 補助対象事業の完了日に制約はありますか？

A6 補助事業は、当該年度の3月31日までに事業を完了していただく必要があります。「事業の完了」とは、原則として、支払行為を含む全ての事業上必要な行為が完了していることを指します。

Q7 国庫補助金との併用は可能ですか？

A7 併用可能です。

【補助対象経費について】

Q8 補助対象経費について、対象営業区域は決まっていますか？

A8 全交通圏を対象としております。

Q9 補助対象経費について、補助率および補助上限額はいくらですか？

A9 下表のとおりです。

補助対象経費	補助率	補助上限額
UD タクシーの導入	1/6	300千円

Q10 導入計画台数全てが補助対象経費となりますか？

A10 各事業者からの計画申請をもとに、補助対象経費ごとに、予算の範囲内で必要な調整を行ったうえで、補助上限台数を決定し、県から補助金の額の内示を行います。

そのため、必ずしも新規導入にかかる全ての台数について、補助金の交付対象となるとは限りません。

Q11 中古車も補助対象経費となりますか？

A11 中古車の場合でも補助金の交付対象となります。

ただし、中古車の場合は、購入時点の総走行キロが10万km以内のものに限ります。

Q12 認定基準（レベル）によって、補助率およびタクシー車両1台あたりの補助上限額に違いはありますか？

A12 補助率および1台あたりの補助上限額は同じです。

Q13 保有している車両を改造する場合でも補助対象となりますか？

A13 対象外となります。

【リース車両を導入する場合について】

Q14 リース車両を導入する場合の申請者は？

A14 リース事業者から申請いただき、リース事業者に対して交付を行います。

タクシー事業者が本来のリース契約額から補助額を差し引いた額で貸与を受けることが要件になるため、交付申請時に「リース料金の貸与料金算定根拠明細書（別記様式第6号）」をご提出いただきます。

なお、対象事業者は、県内の交通圏で営業を行うタクシー事業者に車両を貸与するリース事業者に限ります。

Q15 リース事業者が申請する場合の必要書類は？

A15 基本的にはA1のとおりですが、リース事業者が申請する場合、②交付申請には、リース契約書の写しと「リース料金の貸与料金算定根拠明細書（別記様式第6号）」も必要となりますのでご注意ください。

また、貸与を受けるタクシー事業者が記載する書類が一部ございますので、両方で提出書類のご調整をお願いいたします。

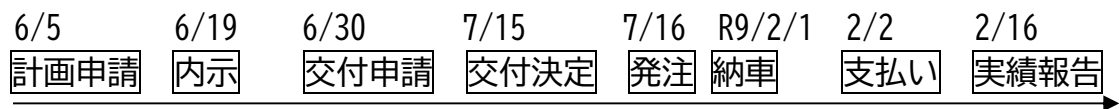
Q16 貸与期間の制限はありますか？

A16 貸与期間が60か月未満の車両については対象外とします。

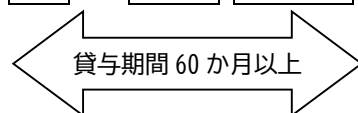
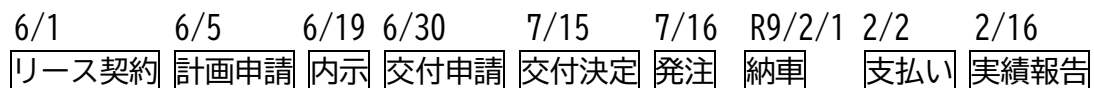
【補助金交付申請の流れ】

●交付対象となる例

①タクシー事業者が申請する場合

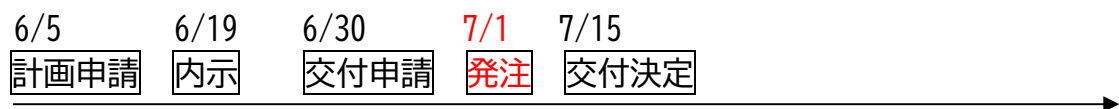


②リース事業者が申請する場合



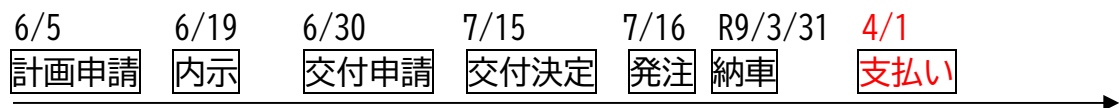
●交付対象とならない例

①交付決定前に発注した場合



⇒交付決定後に発注された車両のみが対象となります（見積り取得は交付決定前でも構いません）。

②事業実施期間（例：3月31日）までに事業完了しない場合



⇒納車が年度内であっても、ディーラーへの支払日が4月以降になった場合は対象外となります（事業完了は支払いが完了した日となります）。